第十六条を第十二条とする。

第十七条第一項第二号中「第十七条の三第一項第一号及び第十七条の六第二項第二号」を「第十六条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号」に、「境界さく」を「境界柵」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十七条の二第一項中「の実施」を削り、「行う」を「実施する」に、「行つて」を「実施して」に改め、同条第二項中「の実施」を削り、「行う」を「実施する」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（海外競馬の競走の指定）

第十五条　農林水産大臣は、法第二十条の二第一項の規定による指定をしようとする海外競馬の競走が、外国の行政機関その他これに準ずるものの監督を受けて、国際競馬統括機関連盟が定める方法により実施されるものでなければ、当該指定をしてはならない。

第十七条の三第五項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第十六条とする。

第十七条の四の前の見出しを削り、同条中「競走は」を「地方競馬の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。）は」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（競走）」を付する。

第十七条の五を第十七条の二とする。

第十七条の六第二項中「規程には」の下に「、都道府県又は指定市町村の開催する競馬に関し」を加え、同項第一号中「第十六条第一項」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　都道府県又は指定市町村は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売する場合には、第一項の競馬の実施に関する規程に、前項各号に掲げる事項のほか、第十二条第二項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第十七条の六を第十七条の三とする。

第十七条の七中「、第七条、第八条、第十二条、第十四条及び第十五条」を「及び第七条から第十一条まで」に、「第一条第二項中」を「同項中」に、「第二条中」を「第二条第一項中」に改め、「同条第一項中」を削り、「第十二条中」を「同条第二項及び第三項中」に、「第十四条第一項」を「第七条中「の競走」とあるのは「の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。）」と、第九条及び第十条第一項」に、「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「同条第二項第九号」を「同条第二項中「、競馬会」とあるのは「、都道府県又は指定市町村」と、同項第九号」に改め、「をいう。）」と」の下に「、同条第三項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と」を加え、同条を第十七条の四とする。

第二十六条中「第十五条第二項第三号（第十七条の七」を「第十一条第二項第三号（第十七条の四」に改め、「開催執務委員」の下に「（海外競馬にあつては、これに相当する事務を処理する者）」を加える。

（日本中央競馬会法施行令の一部改正）

第二条　日本中央競馬会法施行令（昭和二十九年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十四条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第四条第一項中「中央競馬の開催」を「競馬の開催ごと又は海外競馬（競馬法第三条の二第一項に規定する海外競馬をいう。）の競走についての勝馬投票券の発売について農林水産省令で定める期間」に改める。

附　則

この政令は、競馬法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。

農林水産大臣　林　芳正

内閣総理大臣　安倍　晋三

がん登録等の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十三号

がん登録等の推進に関する法律施行令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第一項、第五条第二項、第十二条第二項、第十五条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第二項ただし書、第二十四条第一項、第二十七条、第三十二条、第四十条第一項並びに第四十一条第一項並びに附則第二条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（がんの範囲）

第一条　がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

一　悪性新生物及び上皮内がん

二　髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）

三　卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）

イ　境界悪性漿（しょう）液性乳頭状のう胞腫瘍

ロ　境界悪性漿液性のう胞腺腫

ハ　境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

ニ　境界悪性乳頭状のう胞腺腫

ホ　境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫

ヘ　境界悪性粘液性のう胞腫瘍

ト　境界悪性明細胞のう胞腫瘍

四　消化管間質腫瘍（第一号に該当するものを除く。）

（有用性が認められない届出）

第二条　法第五条第二項の政令で定める届出は、原発性のがんについて初回の診断が行われた日（当該がんについて複数の法第六条第一項に規定する病院等において診断が行われたことにより、当該日が複数ある場合にあっては、最も早い日）から起算して五年を経過した日の属する年の翌年の一月一日以後に行われる当該がんについての届出とする。

（がんに罹（り）患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する期間）

第三条　法第十二条第二項の政令で定める期間は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日（原発性のがんが複数あることにより、当該日が複数ある場合にあっては、最も早い日。次条第一項において同じ。）から起算して百年を経過した日の属する年の十二月三十一日までとする。

（全国がん登録データベースにおけるがんに罹患した者の識別ができる状態での全国がん登録情報の保存期間等）

第四条　法第十五条第一項のがんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して百年を経過した日の属する年の十二月三十一日までとする。

2　法第十五条第一項の全国がん登録情報の匿名化を行わなければならない期間は、前項に規定する日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。